



H21.8

No. 18

こういきれんどう



7月10日(金)久慈市いきいきシルバースポーツ大会

介護保険料

第3期計画(改定前)			第4期計画(改定後)		
区分	割合	月額	区分	割合	月額
第1段階	0.50	1,950	第1段階	0.50	1,950 (同額)
第2段階	0.65	2,535	第2段階	0.60	2,340 (▲195)
第3段階	0.75	2,925	第3段階	0.70	2,730 (▲195)
第4段階 (基準段階)	1.00	3,900 (基準額)	第4段階 (基準段階)	0.85	3,310 (▲590)
第5段階	1.25	4,875	第5段階	1.15	4,480 (▲395)
			第6段階	1.20	4,680 (▲195)
第6段階	1.50	5,850	第7段階	1.45	5,650 (▲200)

介護保険料を改定

保険料は必ず納めましょう!

平成21年度から平成23年度

ます。

までの第4期計画期間内の保険料の基準額は、これまでと同額の「3900円」となります。

当広域連合では、地域情勢等を勘案し、介護保険料の上昇を抑えるため、国から交付される「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」の活用や、「介護給付費準備基金」の取り崩しを行うことで、保険料の負担軽減に努めました。

介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。期間中の保険料を試算すると要介護認定者数の増加や介護報酬改定などにより、65歳以上の基準額は「4221円」になり

から8段階に細分化し、保険料の軽減を図りました。

料の軽減を図りました。
(左上の表をご覧ください。)

保険料を滞納すると

介護保険料を滞納すると、介護サービス費の支払い方法が次のとおり変わります。

- ① 1年以上滞納すると、一時的に10割(全額)負担となり、後日、申請により保険からの給付分(9割)が本人に対し支払われます。
- ② 1年6か月以上滞納すると、①と同様に10割(全額)を負担することになります。滞納している介護保険料が納付されるまでは、保険給付分の9割が支払われません。滞納が続く場合は、滞納保険料に充当される場合もあります。
- ③ 2年以上滞納すると、介護サービスを利用した際の自己負担が、通常の1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費も支給されません。